

平成27年1月19日

事業者の皆様

京都市上下水道局
総務部用度課

物品等の調達における公募型指名競争入札の取扱いについて

本局の物品等の調達における公募型指名競争入札について、次の取扱いとしますので、お知らせします。

1 取扱いの内容

(1) 入札参加者が1者の場合の取扱い

公募型指名競争入札において、次のア、イのいずれか又は両方を、入札を行う前に公表しない場合（事後公表）には、入札参加者が1者でも入札が成立することとします。

ア 予定価格

イ 入札参加者の数又は名称

- 1 ア、イのうち、片方のみを公表している場合には、入札参加者が1者でも、入札が成立します。
- 2 なお、地域事業については、イを公表したときは、入札参加者が1者の場合は、入札不成立となります。

(2) 参加希望型指名競争入札の導入

公募型指名競争入札のうち、電子入札システムを利用する入札について、開札後に入札参加者の資格確認を行い、入札参加者を事後に公表する「参加希望型指名競争入札」を導入します。

参加希望型指名競争入札は、物品等の調達に係る公募型指名競争入札の一つであり、電子入札システムを利用し、入札参加者が開札まで秘匿されるものです。

2 実施時期等

平成27年1月19日から実施します。